

議案第20号

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正を踏まえ、妊婦のための支援給付に係る報告等の命令に従わない妊婦、配偶者等に対して過料を科する規定を設ける必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項（」を「第10条の5若しくは法第13条（」に改め、「。
以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。